

磐田市地域防災計画

新旧対照表

- 共通対策編 -

令和 8 年 3 月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨	
2	第1章 (略) 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 指定地方行政機関	第1章 (略) 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 指定地方行政機関		
	機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務
	総務省東海総合通信局	(略)	総務省東海総合通信局	(略)
	(新設)		<u>総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u>	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）	(略) イ 初動対応 中部地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行	国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）	(略) イ 初動対応 中部地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の	

指定地方行政機関の追加
令和7年6月10日付け
内閣府告示第97号

農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）		修 正 案（共通対策編）		修正要旨	
4		<p>う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧 (略)</p> <p>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 <u>(ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）</u></p> <p>(略)</p>		<p>迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき</u>、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧 (略)</p> <p>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (略)</p>	<p>道路啓開計画の策定主体を記載 (道路法第二十二條の三)</p> <p>災害対策用派遣機械の運用を踏まえた修正</p>	
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署	<p>(略)</p> <p>イ 災害応急対策 (略)</p> <p>(シ) <u>巡視船艇</u>による主要港湾等の被害調査</p> <p>ウ 災害復旧・復興対策</p>	海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署	<p>(略)</p> <p>イ 災害応急対策 (略)</p> <p>(シ) <u>船艇</u>による主要港湾等の被害調査</p> <p>ウ 災害復旧・復興対策</p>		表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）
	(略)	(略)	(略)	(略)		
5	2 指定公共機関		2 指定公共機関		表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）	
	日本郵便株式会社（磐田市内の郵便局）	<p>(略)</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務及び郵便業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、<u>平常時</u>においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。</p>	日本郵便株式会社（磐田市内の郵便局）	<p>(略)</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務及び郵便業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、<u>平時</u>においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。</p>		
6	(略)	(略)	(略)	(略)	社名変更による修正	
	<u>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社N</u>	<p>ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策</p> <p>イ 電気通信の特別取扱い</p> <p>ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社）</p> <p>エ 防災関係機関の重要通信の優先確保</p>	<u>NTT 西日本株式会社、NTT ドコモビジネス株式会社、株式会社NTT</u> ドコモ	<p>ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策</p> <p>イ 電気通信の特別取扱い</p> <p>ウ 気象警報の伝達 (<u>NTT 西日本株式会社</u>)</p> <p>エ 防災関係機関の重要通信の優先確保</p>		

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）		修 正 案（共通対策編）		修正要旨
10	T T ドコモ	オ 被害施設の早期復旧 カ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、 <u>災害用音声お届けサービス</u> の提供		オ 被害施設の早期復旧 カ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板の提供	サービス終了に伴う修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
10	(略)		(略)		時点修正
	第2節 市の自然的条件		第2節 市の自然的条件		
	1 位置		1 位置		
	(略)		(略)		
	・面積・人口等		・面積・人口等		
	面積	1 6 3 . 4 5 km ²	面積	1 6 3 . 4 5 km ²	
	人口	1 6 5 , 5 9 3 人 (令和6年11月末現在)	人口	1 6 4 , 7 7 4 人 (令和7年4月末現在)	
	世帯数	7 1 , 6 0 0 世帯 (令和6年11月末現在)	世帯数	7 1 , 9 5 7 世帯 (令和7年4月末現在)	
13	(略)		(略)		時点修正
	第4節 予想される災害と地域		第4節 予想される災害と地域		
	(略)		(略)		
	5 土石流、地すべり、がけ崩れ		5 土石流、地すべり、がけ崩れ		
	本市における土砂災害警戒区域は345箇所が指定（令和5年度末現在）されており、降雨時や地震時の被害が予想される。		本市における土砂災害警戒区域は345箇所が指定（令和6年度末現在）されており、降雨時や地震時の被害が予想される。		
14	(略)		(略)		災害対策基本法改正に伴う修正
	第2章 災害予防計画		第2章 災害予防計画		
	この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。		この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置に <u>加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備</u> について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進する <u>とともに、国と連携し、地域防災力の向上に努める</u> ものとする。		
	第1節 通信施設等整備計画		第1節 通信施設等整備計画		表現の適正化(防災基本
	災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段確保のため、防災行政		災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段確保のため、防災行政		

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨
15	<p>政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた<u>平常時</u>からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 整備計画</p> <p>災害時における情報収集の迅速化を図るため、防災行政無線（同報系、移動系）、消防無線等の充実を図るとともに、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>災害時に孤立が予想される地域については、<u>衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。</u></p> <p>また、有線通信が途絶した場合並びに無線のふくそう等を想定し、県防災行政無線、防災相互無線など災害時に活用できるよう協力体制を整えるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた<u>平時</u>からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 整備計画</p> <p>災害時における情報収集の迅速化を図るため、防災行政無線（同報系、移動系）、消防無線等の充実を図るとともに、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>災害時に孤立が予想される地域については、<u>地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。</u></p> <p>また、有線通信が途絶した場合並びに無線のふくそう等を想定し、県防災行政無線、防災相互無線など災害時に活用できるよう協力体制を整えるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>計画修正に伴う修正</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p>
17	<p>第4節 防災知識の普及計画</p> <p>（略）</p>	<p>第4節 防災知識の普及計画</p> <p>（略）</p>	
19	<p>3 市の実施事項</p> <p>(1) 市職員に対する防災教育</p> <p>（略）</p> <p>教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時</u>から構築することに努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>3 市の実施事項</p> <p>(1) 市職員に対する防災教育</p> <p>（略）</p> <p>教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築することに努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p>
23	<p>5 防災関係機関</p> <p>東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、<u>西日本電信電話株式会社</u>、中日本高速道路株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>5 防災関係機関</p> <p>東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、<u>NTT西日本株式会社</u>、中日本高速道路株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>社名変更による修正</p>

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨
24 25	<p>第6節 住民の避難誘導體制 （略）</p> <p>3 避難所の指定、整備 （略）</p> <p>(1) 避難所の指定 （略）</p> <p>ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から場所や収容人員、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 （略）</p>	<p>第6節 住民の避難誘導體制 （略）</p> <p>3 避難所の指定、整備 （略）</p> <p>(1) 避難所の指定 （略）</p> <p>ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から場所や収容人員、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 （略）</p>	<p>表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）</p>
26	<p>エ （略）なお、市及び県は、感染症対策について、<u>平常時</u>から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>平常時</u>から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時のシャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、<u>子供</u>にも配慮するものとする。 （略）</p> <p>キ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅</p>	<p>エ（略）なお、市及び県は、感染症対策について、<u>平時</u>から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>平時</u>から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時のシャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、<u>こども</u>にも配慮するものとする。 （略）</p> <p>キ 市は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、</u></p>	<p>表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）</p> <p>表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p>

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨															
28	避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする	地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする	災害対策基本法、道路交通法を踏まえた修正															
29	<p>第7節 防災訓練 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災訓練のための交通の禁止又は制限</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公安委員会</u>は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で<u>区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限</u>することができる。 ・ <u>その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した「災害対策基本法施行規則」第5条に掲げる標示を設置することとなっている。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		内容	(略)	(略)	防災訓練のための交通の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公安委員会</u>は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で<u>区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限</u>することができる。 ・ <u>その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した「災害対策基本法施行規則」第5条に掲げる標示を設置することとなっている。</u> 	(略)	(略)	<p>第7節 防災訓練 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災訓練のための交通の禁止又は制限</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>警察</u>は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で<u>道路交通法に基づく交通規制を実施</u>することができる。 ・ <u>(削除)</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	防災訓練のための交通の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>警察</u>は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で<u>道路交通法に基づく交通規制を実施</u>することができる。 ・ <u>(削除)</u> 	(略)
区分	内容																	
(略)	(略)																	
防災訓練のための交通の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公安委員会</u>は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で<u>区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限</u>することができる。 ・ <u>その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した「災害対策基本法施行規則」第5条に掲げる標示を設置することとなっている。</u> 																	
(略)	(略)																	
区分	内容																	
(略)	(略)																	
防災訓練のための交通の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>警察</u>は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で<u>道路交通法に基づく交通規制を実施</u>することができる。 ・ <u>(削除)</u> 																	
(略)	(略)																	
30	<p>(略)</p> <p>第8節 自主防災会の育成 (略)</p> <p>1 自主防災会の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動内容</td> <td><u>平常時</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>災害時 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 市民の果たすべき役割 地震、津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。</p>	区分	内容	(略)	(略)	活動内容	<u>平常時</u> (略)	災害時 (略)	<p>(略)</p> <p>第8節 自主防災会の育成 (略)</p> <p>1 自主防災会の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動内容</td> <td><u>平時</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>災害時 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 市民の果たすべき役割 地震、津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。</p>	区分	内容	(略)	(略)	活動内容	<u>平時</u> (略)	災害時 (略)	表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)	
区分	内容																	
(略)	(略)																	
活動内容	<u>平常時</u> (略)																	
	災害時 (略)																	
区分	内容																	
(略)	(略)																	
活動内容	<u>平時</u> (略)																	
	災害時 (略)																	

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨																				
31	<p>市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平常時からの実施事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項</td> <td>平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として、概ね次の事項が実施できるようにする。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	平常時 からの実施事項	(略)	南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	平常時 の準備を生かし自主防災活動を中心として、概ね次の事項が実施できるようにする。 (略)	(略)	(略)	<p>市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平時からの実施事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項</td> <td>平時の準備を生かし自主防災活動を中心として、概ね次の事項が実施できるようにする。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	平時 からの実施事項	(略)	南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	平時 の準備を生かし自主防災活動を中心として、概ね次の事項が実施できるようにする。 (略)	(略)	(略)	<p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p>
区分	内容																						
(略)	(略)																						
平常時 からの実施事項	(略)																						
南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	平常時 の準備を生かし自主防災活動を中心として、概ね次の事項が実施できるようにする。 (略)																						
(略)	(略)																						
区分	内容																						
(略)	(略)																						
平時 からの実施事項	(略)																						
南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	平時 の準備を生かし自主防災活動を中心として、概ね次の事項が実施できるようにする。 (略)																						
(略)	(略)																						
32	<p>5 地域における自主防災組織の果たすべき役割 地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。 自主防災組織は、県や市町と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災知識の学習</td> <td>・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研修会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災会が活動すべき内容、自主防災会の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>6 市の指導及び助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	防災知識の学習	・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研修会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、 平常時 における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災会が活動すべき内容、自主防災会の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である	(略)	(略)	区分	内容	(略)	(略)	<p>5 地域における自主防災組織の果たすべき役割 地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。 自主防災組織は、県や市町と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平時から次の活動をするものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災知識の学習</td> <td>・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研修会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災会が活動すべき内容、自主防災会の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>6 市の指導及び助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	防災知識の学習	・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研修会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、 平時 における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災会が活動すべき内容、自主防災会の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である	(略)	(略)	区分	内容	(略)	(略)	<p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p> <p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p>
区分	内容																						
防災知識の学習	・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研修会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、 平常時 における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災会が活動すべき内容、自主防災会の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である																						
(略)	(略)																						
区分	内容																						
(略)	(略)																						
区分	内容																						
防災知識の学習	・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研修会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、 平時 における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災会が活動すべき内容、自主防災会の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である																						
(略)	(略)																						
区分	内容																						
(略)	(略)																						

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）		修 正 案（共通対策編）		修正要旨												
33	コミュニティ 防災センター の活用	(略) ア <u>平常時</u> は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 (略)	コミュニティ 防災センター の活用	(略) ア <u>平時</u> は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 (略)	表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）												
	(略)	(略)	(略)	(略)													
35	<p>7 自主防災会と消防団との連携 (略)</p> <p>消防団と自主防災会の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 事業所等の防災活動 事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、<u>平常時</u>から次の事項について努めなければならない。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>平常時</u>からの防災活動の概要</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第11節 ボランティア活動に関する計画 市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を<u>図り</u>、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。</p>		区分	内容	<u>平常時</u> からの防災活動の概要	(略)	(略)	(略)	<p>7 自主防災会と消防団との連携 (略)</p> <p>消防団と自主防災会や<u>防災士等の多様な主体</u>との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 事業所等の防災活動 事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、<u>平時</u>から次の事項について努めなければならない。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>平時</u>からの防災活動の概要</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第11節 ボランティア活動に関する計画 市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を<u>図るものとする。また</u>、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め</u>、その環境整備を図るものとする。</p>		区分	内容	<u>平時</u> からの防災活動の概要	(略)	(略)	(略)	能登半島地震を踏まえた修正
区分	内容																
<u>平常時</u> からの防災活動の概要	(略)																
(略)	(略)																
区分	内容																
<u>平時</u> からの防災活動の概要	(略)																
(略)	(略)																
36	<p>(略)</p> <p>第11節 ボランティア活動に関する計画 市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を<u>図り</u>、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。</p>		<p>(略)</p> <p>第11節 ボランティア活動に関する計画 市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を<u>図るものとする。また</u>、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め</u>、その環境整備を図るものとする。</p>		災害対策基本法改正に伴う修正												
	区分	内容	区分	内容													

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）		修 正 案（共通対策編）		修正要旨
37	ボランティア活動の支援	(新設) (略) (新設)	ボランティア活動の支援	<p>・市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	
37	第12節 要配慮者支援計画 (略)		第12節 要配慮者支援計画 (略)		<p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p>
	区分	内容	区分	内容	
	災害時要配慮者支援体制	<p>市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災会等の防災関係機関及び<u>平常時</u>から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、<u>避難支援計画の策定</u>等要配慮者の避難支援体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	要配慮者支援体制	<p>市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災会等の防災関係機関及び<u>平時</u>から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u>等要配慮者の避難支援体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	
	避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成	<p>(略)</p> <p>・市は、個別避難計画は作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>・市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を積極的に活用するよう努めるものとする。</u></p>	避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成	<p>(略)</p> <p>・市は、個別避難計画は作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>・市は、<u>個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p>	

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨																								
39	<p>(略)</p> <p>第13節 救助・救急活動に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉調整本部の総合調整備</td> <td>市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制を速やかに設置できるように体制を整備する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	保健医療福祉調整本部の総合調整備	市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制を速やかに設置できるように体制を整備する。	<p>(略)</p> <p>第13節 救助・救急活動に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉調整本部の総合調整備</td> <td>市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（<u>県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。</u>）を速やかに設置できるように体制を整備する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	保健医療福祉調整本部の総合調整備	市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（ <u>県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。</u> ）を速やかに設置できるように体制を整備する。	能登半島地震を踏まえた修正												
区分	内容																										
(略)	(略)																										
保健医療福祉調整本部の総合調整備	市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制を速やかに設置できるように体制を整備する。																										
区分	内容																										
(略)	(略)																										
保健医療福祉調整本部の総合調整備	市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（ <u>県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。</u> ）を速やかに設置できるように体制を整備する。																										
40	<p>第14節 応急住宅・災害廃棄物処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物処理</td> <td> <p>(略)</p> <p>・市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>指定</u>避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	災害廃棄物処理	<p>(略)</p> <p>・市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>指定</u>避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	実施主体	内容	市	(略)		<u>(新設)</u>	<p>第14節 応急住宅・災害廃棄物処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物処理</td> <td> <p>(略)</p> <p>・市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>適正かつ円滑・迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の存り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>・市は、<u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>・市は、<u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	災害廃棄物処理	<p>(略)</p> <p>・市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>適正かつ円滑・迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の存り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>・市は、<u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p>	実施主体	内容	市	(略)		<p>・市は、<u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指</u></p>	<p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p>
区分	内容																										
(略)	(略)																										
災害廃棄物処理	<p>(略)</p> <p>・市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>指定</u>避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>																										
実施主体	内容																										
市	(略)																										
	<u>(新設)</u>																										
区分	内容																										
(略)	(略)																										
災害廃棄物処理	<p>(略)</p> <p>・市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>適正かつ円滑・迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の存り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>・市は、<u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p>																										
実施主体	内容																										
市	(略)																										
	<p>・市は、<u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指</u></p>																										

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）		修 正 案（共通対策編）		修正要旨	
42	重要施設の管理者	<p>・市及び災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵施設等を安全な位置に整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い、<u>平常時</u>から点検、訓練等に努めるものとする。</p> <p>特に、救護病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧ができるよう体制等を強化することとする。</p> <p>（略）</p>	重要施設の管理者	<p><u>定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></p> <p>・市及び災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵施設等を安全な位置に整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い、<u>平時</u>から点検、訓練等に努めるものとする。</p> <p>特に、救護病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧ができるよう体制等を強化することとする。</p> <p>（略）</p>	<p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p> <p>本県において実施する施策等の反映</p>	
		ライフライン事業者		<p>（略）</p> <p>・下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>		ライフライン事業者
	第16節 被災者生活再建支援に関する計画		第16節 被災者生活再建支援に関する計画			
	区分	内容	区分	内容		能登半島地震を踏まえた修正
人材育成	<p>・住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>・他の市町や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p>	人材育成	<p>・住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>・他の市町や<u>土地家屋調査士や不動産鑑定士等の土業団体その他の民間団体</u>との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p>			
		実施体制の整備	<p>・<u>NPOなど民間のコーディネートを行う災害中間支援組織等との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行う「被災者</u></p>			

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）		修 正 案（共通対策編）		修正要旨
43	実施体制の整備	<p><u>(新設)</u></p> <p>・市は災害時に<u>リ</u>災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や<u>リ</u>災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、<u>リ</u>災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 住家被害の調査及び<u>リ</u>災証明書交付の訓練</p> <p>イ 応援協定の締結</p> <p>ウ 応援の受入れ体制の構築</p>		<p><u>支援連絡会」等を設置し、平時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施する。</u></p> <p>・市は災害時に<u>罹</u>災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や<u>罹</u>災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、<u>罹</u>災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 住家被害の調査及び<u>罹</u>災証明書交付の訓練</p> <p>イ <u>他の地方公共団体や、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との</u>応援協定の締結</p> <p>ウ 応援の受入れ体制の構築</p>	能登半島地震を踏まえた修正
	システムの活用	市は、 <u>住家被害の調査及び<u>リ</u>災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について</u> 検討するものとする。	システムの活用	市は、 <u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に</u> 検討するものとする。	能登半島地震を踏まえた修正
43	<p>(略)</p> <p>第18節 複合災害対策<u>及び連続災害対策</u></p> <p>市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・<u>連続災害</u>（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が<u>複雑化</u>することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。</p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>第18節 複合災害対策</p> <p>市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が<u>複合化</u>することにより、被害が深刻化し、災害<u>応急</u>対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。</p> <p>(略)</p>		防災基本計画の記載に合わせた修正
	<p>第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備</p> <p>市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<u>平常時</u>及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>		<p>第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備</p> <p>市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<u>平時</u>及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>第20節 孤立予想集落対策</u></p> <p><u>市は、県と連携し、災害時に孤立が予想される集落について、通信手段の整備状況、ヘリコプターの離着陸スペースの確保状況、食料や飲料水の備蓄状況などの実態を</u></p>		表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正) 本県において実施する施策等の反映

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨																				
44	<p>第20節 災害に強いまちづくり （略） 市は、<u>平常時</u>から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p>	<p><u>調査し、これらの結果を「孤立予想集落台帳」として整備する。また、同台帳を毎年更新し、自衛隊等の関係機関と共有するとともに、台帳を活用した訓練を定期的に実施する。</u></p> <p>第21節 災害に強いまちづくり （略） 市は、<u>平時</u>から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p><u>市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>																				
45	<p>第3章 災害応急対策計画 （略） 第1節 総 則 （略）</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 （略） 第1節 総 則 （略）</p>																					
46	<p>5 この計画を理解し実施するための留意事項</p> <table border="1" data-bbox="141 874 1003 1401"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>相互協力</td> <td>（略） ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互の連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>（新設）</u></td> <td><u>（新設）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	区分	内容	（略）	（略）	相互協力	（略） ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互の連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 （略）	（略）	（略）	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<p>5 この計画を理解し実施するための留意事項</p> <table border="1" data-bbox="1028 874 1890 1401"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>相互協力</td> <td>（略） ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害</u>廃棄物処理等、相互の連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>活動体制</u></td> <td><u>市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	区分	内容	（略）	（略）	相互協力	（略） ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、 <u>災害</u> 廃棄物処理等、相互の連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 （略）	（略）	（略）	<u>活動体制</u>	<u>市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u>	<p>能登半島地震を踏まえた修正</p>
区分	内容																						
（略）	（略）																						
相互協力	（略） ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互の連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 （略）																						
（略）	（略）																						
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>																						
区分	内容																						
（略）	（略）																						
相互協力	（略） ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、 <u>災害</u> 廃棄物処理等、相互の連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 （略）																						
（略）	（略）																						
<u>活動体制</u>	<u>市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u>																						

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨												
50	<p>第3節 応援・受援計画 (略)</p> <p>2 実施方法</p> <table border="1" data-bbox="141 371 1003 1423"> <thead> <tr> <th data-bbox="141 371 327 416">区分</th> <th data-bbox="327 371 1003 416">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="141 416 327 563">市職員の応援</td> <td data-bbox="327 416 1003 563"> <p>ア 共通事項 市及び県は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 563 327 1423">市</td> <td data-bbox="327 563 1003 1423"> <p>知事等に対する応援要請等</p> <p>市長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	市職員の応援	<p>ア 共通事項 市及び県は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。 (略)</p>	市	<p>知事等に対する応援要請等</p> <p>市長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第3節 応援・受援計画 (略)</p> <p>2 実施方法</p> <table border="1" data-bbox="1030 371 1892 1423"> <thead> <tr> <th data-bbox="1030 371 1216 416">区分</th> <th data-bbox="1216 371 1892 416">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1030 416 1216 563">市職員の応援</td> <td data-bbox="1216 416 1892 563"> <p>ア 共通事項 市及び県は、職員が現地において円滑に活動できるような資機材や装備品等の整備に努めるものとする。 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1030 563 1216 1423">市</td> <td data-bbox="1216 563 1892 1423"> <p>知事等に対する応援要請等</p> <p>・市長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項</p> <p>・市町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</p> <p>・市町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	市職員の応援	<p>ア 共通事項 市及び県は、職員が現地において円滑に活動できるような資機材や装備品等の整備に努めるものとする。 (略)</p>	市	<p>知事等に対する応援要請等</p> <p>・市長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項</p> <p>・市町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</p> <p>・市町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</p>	<p>能登半島地震を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>
区分	内容														
市職員の応援	<p>ア 共通事項 市及び県は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。 (略)</p>														
市	<p>知事等に対する応援要請等</p> <p>市長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>														
区分	内容														
市職員の応援	<p>ア 共通事項 市及び県は、職員が現地において円滑に活動できるような資機材や装備品等の整備に努めるものとする。 (略)</p>														
市	<p>知事等に対する応援要請等</p> <p>・市長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項</p> <p>・市町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</p> <p>・市町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</p>														

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨																
53	(略)	(略)	能登半島地震を踏まえた修正																
	(略)	(略)																	
	(略)	(略)																	
	第4節 通信情報計画	第4節 通信情報計画																	
	(略)	(略)																	
	基本方針	(略)		(略)															
		(3) 防災関係機関相互の連携体制の構築 市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。		(3) 防災関係機関相互の連携体制の構築 市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を新総合防災システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。															
		(略) <u>(新設)</u>		<u>(5)市は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u>															
	(略)	(略)																	
	2 市	2 市																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報収集等</td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	情報収集等	<u>(新設)</u>	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報収集等</td> <td><u>航空偵察等による収集</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	情報収集等	<u>航空偵察等による収集</u>	(略)	(略)	(略)
区分	内容																		
(略)	(略)																		
情報収集等	<u>(新設)</u>																		
	(略)																		
(略)	(略)																		
区分	内容																		
(略)	(略)																		
情報収集等	<u>航空偵察等による収集</u>																		
	(略)																		
(略)	(略)																		
第7節 避難救出計画	第7節 避難救出計画																		
(略)	(略)																		
1 避難誘導	1 避難誘導																		
		能登半島地震を踏まえた修正																	

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨
66	<p>(略)</p> <p>(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(略)</p> <p>② 実施者</p> <p>ア 緊急安全確保、避難指示</p> <p>(ア) 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。助言を求めた指定行政機関の長・指定行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分な安全性の確認に努める。</p> <p>知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う（法第60条）。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所の開設・運営等</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(略)</p> <p>② 実施者</p> <p>ア 緊急安全確保、避難指示</p> <p>(ア) 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。助言を求めた指定行政機関の長・指定行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分な安全性の確認に努める。知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う（法第60条）。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所の開設・運営等</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p>
70	<p>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に</p>	<p>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共</p>	<p>能登半島地震を踏まえた修正</p>

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨
71	<p>避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>(オ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>(略)</p> <p>(シ) 高齢者・障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) <u>女性専用</u>の物干し場、更衣室、授乳室の設置や<u>生理用品、女性用下着</u>の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備</u>や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、<u>女性や子育て家庭のニーズへの把握</u></p> <p>(ク) 避難所における女性や<u>子供</u>等に対する性犯罪・性暴力・DV の発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DV に係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や<u>子供</u>等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p>(略)</p> <p>6 市長の要求・要請に基づく県の実施事項</p> <p>(略)</p>	<p><u>通避難所・避難場所 I D</u>を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>(オ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及び<u>快適な</u>トイレ設置、<u>し尿処理状況、健康のため</u><u>の入浴施設の設置</u>の状況等の把握</p> <p>(略)</p> <p>(シ) 高齢者・障害のある人、性的マイノリティ<u>の人</u>、乳幼児、<u>外国人</u>等の要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) <u>男女別</u>の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、<u>女性用品</u>の女性による配布、<u>各活動班への男女両方の配置</u>、防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置、仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、性別や世代等を問わないニーズへの配慮</u></p> <p>(ク) 避難所における<u>人権と安全を守るため</u>、女性や<u>子ども</u>等に対する性犯罪・性暴力・DV の発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DV に係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や<u>子ども</u>等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p>(略)</p> <p>6 市長の要求・要請に基づく県の実施事項</p> <p>(略)</p>	<p>修正要旨</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>性別に偏らない組織づくりに向けた修正</p> <p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p>
72	<p>(1) 市長の要請事項</p>	<p>(1) 市長の要請事項</p>	

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨
	<p>(略)</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらに必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</p> <p>市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調達等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p><u>(移設・修正)</u></p> <p><u>(移設)</u></p> <p><u>(移設・修正)</u></p> <p><u>(移設)</u></p>	
73	<p>(2) 市長の県管理施設の利用</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) 市長の県管理施設の利用</p> <p>(略)</p> <p><u>7 物資の備蓄、調達、供給関係</u></p> <p><u>市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大</u></p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨
73	<p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらに必要な物資の供給のための計画を定めておく<u>とともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段<u>の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(6 (1) から移設・修正)</p> <p>(新設)</p> <p>(6 (1) から移設・修正)</p>	<p><u>人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</u></p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ<u>備蓄するとともに、災害時における</u>調達・輸送体制を整備し、それらに必要な物資の供給のための計画を定めておく<u>よう努めるものとする。</u></p> <p>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段<u>を確保する</u></p> <p>市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>市は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p>市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-P L o）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>県の状況を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨												
73	<p>7 避難行動要支援者への支援 (略) (1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等 ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握 (7) 安否確認・避難誘導</p> <p>市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護者高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。</p> <p>さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要になる児童の迅速な発見、保護に努める。 (略)</p> <p>8 広域避難・広域一時滞在 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第8節 愛玩動物救護計画 (略)</p>	<p>8 避難行動要支援者への支援 (略) (1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等 ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握 (7) 安否確認・避難誘導</p> <p>市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、個別避難計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護者高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。</p> <p>さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要になる児童の迅速な発見、保護に努める。 (略)</p> <p>9 広域避難・広域一時滞在 (略)</p> <p>被災市町は、広域一時滞在の受入市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 愛玩動物救護計画 (略)</p>	<p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>												
75	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 1125 232 1166">区分</th> <th data-bbox="232 1125 1003 1166">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 1166 232 1353">同行避難動物へ</td> <td data-bbox="232 1166 1003 1353"> 避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1353 232 1415">(略)</td> <td data-bbox="232 1353 1003 1415">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	同行避難動物へ	避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき 平常時 からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1025 1125 1122 1166">区分</th> <th data-bbox="1122 1125 1892 1166">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1025 1166 1122 1353">同行避難動物へ</td> <td data-bbox="1122 1166 1892 1353"> 避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1353 1122 1415">(略)</td> <td data-bbox="1122 1353 1892 1415">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	同行避難動物へ	避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき 平時 からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。	(略)	(略)	<p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p>
区分	内容														
同行避難動物へ	避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき 平常時 からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。														
(略)	(略)														
区分	内容														
同行避難動物へ	避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき 平時 からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。														
(略)	(略)														

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）			修 正 案（共通対策編）			修正要旨																				
81	の 対 応			の 対 応			能登半島地震を踏まえた修正																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																					
	<p>(略)</p> <p>第11節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために市、市民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。</p> <p>1 実施主体と実施内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民及び自主防災組織</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			実施主体	内容	(略)	(略)	市	(略)	<u>(新設)</u>		市民及び自主防災組織	(略)	<p>(略)</p> <p>第11節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために市、<u>水道事業者</u>、市民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。</p> <p>1 実施主体と実施内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>水道事業者</u></td> <td><u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>市民及び自主防災組織</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			実施主体	内容	(略)	(略)	市	(略)	<u>水道事業者</u>	<u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u>	市民及び自主防災組織	(略)	能登半島地震を踏まえた修正
実施主体	内容																										
(略)	(略)																										
市	(略)																										
<u>(新設)</u>																											
市民及び自主防災組織	(略)																										
実施主体	内容																										
(略)	(略)																										
市	(略)																										
<u>水道事業者</u>	<u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u>																										
市民及び自主防災組織	(略)																										
88	<p>(略)</p> <p>第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>(略)</p> <p>8 非常災害時における特例</p> <p>著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、<u>平常時</u>の規制の特例措置が講じられる。</p> <p>(略)</p>			<p>(略)</p> <p>第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>(略)</p> <p>8 非常災害時における特例</p> <p>著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、<u>平時</u>の規制の特例措置が講じられる。</p> <p>(略)</p>			表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)																				

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨																				
93	<p>第13節 医療・助産計画 （略）</p> <p>7 非常災害時における特例 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、<u>平常時</u>の規制の特例措置が講じられる。 （略）</p>	<p>第13節 医療・助産計画 （略）</p> <p>7 非常災害時における特例 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、<u>平時</u>の規制の特例措置が講じられる。 （略）</p>	表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）																				
97	<p>第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画 （略）</p> <p>5 非常災害時における特例 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、<u>平常時</u>の規制の特例措置が講じられる。 （略）</p>	<p>第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画 （略）</p> <p>5 非常災害時における特例 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、<u>平時</u>の規制の特例措置が講じられる。 （略）</p>		表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）																			
98	<p>第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画 （略）</p> <p>2 実施主体と実施内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>県への要請</td> <td> <p>市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、当該市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。</p> <p><u>ア</u> 搜索、措置、火葬に必要な職員数</p> <p><u>イ</u> 搜索が必要な地域</p> <p><u>ウ</u> 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否</p> <p><u>エ</u> 必要な輸送車両の台数</p> <p><u>オ</u> 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量</p> <p><u>カ</u> 広域火葬の応援が必要な遺体数</p> </td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	実施主体	内 容		市	（略）	（略）	県への要請	<p>市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、当該市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。</p> <p><u>ア</u> 搜索、措置、火葬に必要な職員数</p> <p><u>イ</u> 搜索が必要な地域</p> <p><u>ウ</u> 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否</p> <p><u>エ</u> 必要な輸送車両の台数</p> <p><u>オ</u> 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量</p> <p><u>カ</u> 広域火葬の応援が必要な遺体数</p>	（略）	（略）	<p>第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画 （略）</p> <p>2 実施主体と実施内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>県への要請</td> <td> <p>市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、当該市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。</p> <p><u>ア</u> <u>必要な医師数</u></p> <p><u>イ</u> 搜索、措置、火葬に必要な職員数</p> <p><u>ウ</u> 搜索が必要な地域</p> <p><u>エ</u> 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否</p> <p><u>オ</u> 必要な輸送車両の台数</p> <p><u>カ</u> 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量</p> <p><u>キ</u> 広域火葬の応援が必要な遺体数</p> </td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	実施主体	内 容		市	（略）	（略）	県への要請	<p>市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、当該市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。</p> <p><u>ア</u> <u>必要な医師数</u></p> <p><u>イ</u> 搜索、措置、火葬に必要な職員数</p> <p><u>ウ</u> 搜索が必要な地域</p> <p><u>エ</u> 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否</p> <p><u>オ</u> 必要な輸送車両の台数</p> <p><u>カ</u> 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量</p> <p><u>キ</u> 広域火葬の応援が必要な遺体数</p>	（略）	（略）	他の記載を踏まえた修正
実施主体	内 容																						
市	（略）	（略）																					
	県への要請	<p>市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、当該市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。</p> <p><u>ア</u> 搜索、措置、火葬に必要な職員数</p> <p><u>イ</u> 搜索が必要な地域</p> <p><u>ウ</u> 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否</p> <p><u>エ</u> 必要な輸送車両の台数</p> <p><u>オ</u> 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量</p> <p><u>カ</u> 広域火葬の応援が必要な遺体数</p>																					
	（略）	（略）																					
実施主体	内 容																						
市	（略）	（略）																					
	県への要請	<p>市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、当該市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。</p> <p><u>ア</u> <u>必要な医師数</u></p> <p><u>イ</u> 搜索、措置、火葬に必要な職員数</p> <p><u>ウ</u> 搜索が必要な地域</p> <p><u>エ</u> 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否</p> <p><u>オ</u> 必要な輸送車両の台数</p> <p><u>カ</u> 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量</p> <p><u>キ</u> 広域火葬の応援が必要な遺体数</p>																					
	（略）	（略）																					

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨												
100	<p>5 非常災害時における特例</p> <p>著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、<u>平常時</u>の規制の特例措置が講じられる。</p> <p>(略)</p> <p>第20節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>(1) 陸上交通の確保の基本方針</p> <p>(略)</p>	<p>5 非常災害時における特例</p> <p>著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、<u>平時</u>の規制の特例措置が講じられる。</p> <p>(略)</p> <p>第20節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>(1) 陸上交通の確保の基本方針</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p>												
105	<p>道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、<u>路上の障害物の除去（路面状況の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）</u>等の必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県知事又は県公安委員会の実施事項</p>	<p>道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、<u>道路啓開</u>等の必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県知事又は県公安委員会の実施事項</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>												
108	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における交通の規制等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・ <u>県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	災害時における交通の規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・ <u>県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</u> 	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における交通の規制等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、<u>災害対策基本法に基づき</u>、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・ (削除) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	災害時における交通の規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、<u>災害対策基本法に基づき</u>、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・ (削除) 	(略)	(略)	<p>内容重複による修正</p>
区分	内容														
災害時における交通の規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・ <u>県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</u> 														
(略)	(略)														
区分	内容														
災害時における交通の規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、<u>災害対策基本法に基づき</u>、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・ (削除) 														
(略)	(略)														
109	<p>緊急通行車両の確認</p> <p>・ <u>知事又は県公安委員会は、道路交通法第39条第1項の緊急自動車以外の緊急通行車両の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。</u></p> <p>・ <u>確認後は当該車両の使用者に対し、資料14-10<緊急通行車両の標章及び確認証明書>を交付する。</u></p>	<p>緊急通行車両の<u>申出</u></p> <p>・ 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に緊急通行車両として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の<u>申出（資料編14-10<緊急通行車両確認申出書>）</u>をすることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法施行令等の一部改正による修正</p>												

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）		修 正 案（共通対策編）		修正要旨
109	緊急通行車両の事前届け出	指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に緊急通行車両として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。	緊急通行車両の確認	<u>県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて資料14-10＜緊急通行車両の標章及び確認証明書＞を交付する。</u>	記載の整理（項目入れ替え）
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略) 第24節 消防計画 (略)		(略) 第24節 消防計画 (略)		能登半島地震を踏まえた修正
117	区分	内容	区分	内容	
	市消防活動体制	<ul style="list-style-type: none"> 市は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、市消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。 地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする <p><u>(新設)</u></p>	市消防活動体制	<ul style="list-style-type: none"> 市は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、市消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。 地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする <p><u>・消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u></p>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略) 第26節 ボランティア活動支援計画 (略)		(略) 第26節 ボランティア活動支援計画 (略)		表現の適正化(防災基本
121	区分	内容	区分	内容	
	行政・NPO・ボランティア等の三者連携	市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。 また、 <u>平常時</u> の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関	市消防活動体制	市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。 また、 <u>平時</u> の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関す	

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨																																																				
124	<p>する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第27節 自衛隊派遣要請要求計画</p> <p>(略)</p> <p>3 部隊名等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部隊名 (駐屯地等)</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">県防災行政無線</th> <th rowspan="2">電 話</th> <th colspan="2">連 絡 先</th> </tr> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>陸上自衛隊 第10特科連隊 (豊川駐屯地)</u></td> <td><u>豊川市 穂ノ原 一丁目 1番地</u></td> <td></td> <td><u>0533- 86-315 1~4</u></td> <td><u>第3科長 内 線 235~237</u></td> <td><u>駐屯地当直 司令 内 線 302</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部隊名 (駐屯地等)	所在地	県防災行政無線	電 話	連 絡 先		時間内	時間外	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>陸上自衛隊 第10特科連隊 (豊川駐屯地)</u>	<u>豊川市 穂ノ原 一丁目 1番地</u>		<u>0533- 86-315 1~4</u>	<u>第3科長 内 線 235~237</u>	<u>駐屯地当直 司令 内 線 302</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>る研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第27節 自衛隊派遣要請要求計画</p> <p>(略)</p> <p>3 部隊名等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部隊名 (駐屯地等)</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">県防災行政無線</th> <th rowspan="2">電 話</th> <th colspan="2">連 絡 先</th> </tr> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部隊名 (駐屯地等)	所在地	県防災行政無線	電 話	連 絡 先		時間内	時間外	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(削除)</u>						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>計画修正に伴う修正)</p> <p>組織改編等による修正</p>
部隊名 (駐屯地等)	所在地					県防災行政無線	電 話	連 絡 先																																															
		時間内	時間外																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
<u>陸上自衛隊 第10特科連隊 (豊川駐屯地)</u>	<u>豊川市 穂ノ原 一丁目 1番地</u>		<u>0533- 86-315 1~4</u>	<u>第3科長 内 線 235~237</u>	<u>駐屯地当直 司令 内 線 302</u>																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
部隊名 (駐屯地等)	所在地	県防災行政無線	電 話	連 絡 先																																																			
				時間内	時間外																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
<u>(削除)</u>																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
125	<p>(略)</p> <p>第28節 海上保安庁に対する支援要請依頼計画</p> <p>(略)</p> <p>1 支援要請の依頼範囲</p> <p>海上保安庁に支援の要請を依頼する場合は、原則として次の場合とする。</p> <p>(1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送</p> <p>(2) <u>巡視船</u>を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供</p> <p>(3) その他市が行う災害応急対策の支援</p> <p>2 市長の支援要請の依頼手続</p>	<p>(略)</p> <p>第28節 海上保安庁に対する支援要請依頼計画</p> <p>(略)</p> <p>1 支援要請の依頼範囲</p> <p>海上保安庁に支援の要請を依頼する場合は、原則として次の場合とする。</p> <p>(1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送</p> <p>(2) <u>船舶</u>を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供</p> <p>(3) その他市が行う災害応急対策の支援</p> <p>2 市長の支援要請の依頼手続</p>	<p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p>																																																				

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）	修 正 案（共通対策編）	修正要旨																								
125	<p>市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。</p> <p>知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の<u>巡視船艇もしくは</u>は航空機を通じて要請し、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。</p> <p>（略）</p>	<p>市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。</p> <p>知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の<u>船艇若しくは</u>航空機を通じて要請し、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。</p> <p>（略）</p>	表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）																								
128	<p>第32節 下水道災害応急対策計画</p> <p>下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、<u>可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等</u>の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4章 復旧・復興対策</p> <p>（略）</p> <p>第3節 被災者の生活再建支援</p> <p>（略）</p> <p>2 被災者の支援</p> <p>（略）</p>	<p>第32節 <u>上</u>下水道災害応急対策計画</p> <p><u>水道事業者及び</u>下水道管理者は、災害の発生時において、公共<u>上</u>下水道等の構造等を勘案して、速やかに、<u>上下水道等</u>施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、<u>上下水道一体となって施設</u>の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4章 復旧・復興対策</p> <p>（略）</p> <p>第3節 被災者の生活再建支援</p> <p>（略）</p> <p>2 被災者の支援</p> <p>（略）</p>	能登半島地震を踏まえた修正																								
139	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>り</u>災証明の発行</td> <td>ア <u>り</u>災証明発行窓口を設置し、被害状況調査を基に希望者に<u>り</u>災証明を発行する。 イ <u>り</u>災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>国、<u>県への要望</u></td> <td>国、県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容		市	（略）	（略）	<u>り</u> 災証明の発行	ア <u>り</u> 災証明発行窓口を設置し、被害状況調査を基に希望者に <u>り</u> 災証明を発行する。 イ <u>り</u> 災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。	（略）	（略）	国、 <u>県への要望</u>	国、県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>罹</u>災証明の発行</td> <td>ア <u>罹</u>災証明発行窓口を設置し、被害状況調査を基に希望者に<u>罹</u>災証明を発行する。 イ <u>罹</u>災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>国、<u>県との連携等</u></td> <td><u>・総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容		市	（略）	（略）	<u>罹</u> 災証明の発行	ア <u>罹</u> 災証明発行窓口を設置し、被害状況調査を基に希望者に <u>罹</u> 災証明を発行する。 イ <u>罹</u> 災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。	（略）	（略）	国、 <u>県との連携等</u>	<u>・総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、</u>	表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）
実施主体	内容																										
市	（略）	（略）																									
	<u>り</u> 災証明の発行	ア <u>り</u> 災証明発行窓口を設置し、被害状況調査を基に希望者に <u>り</u> 災証明を発行する。 イ <u>り</u> 災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。																									
	（略）	（略）																									
	国、 <u>県への要望</u>	国、県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。																									
実施主体	内容																										
市	（略）	（略）																									
	<u>罹</u> 災証明の発行	ア <u>罹</u> 災証明発行窓口を設置し、被害状況調査を基に希望者に <u>罹</u> 災証明を発行する。 イ <u>罹</u> 災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。																									
	（略）	（略）																									
	国、 <u>県との連携等</u>	<u>・総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、</u>																									

磐田市地域防災計画（共通対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（共通対策編）			修 正 案（共通対策編）			修正要旨
						<p><u>適時・的確に連絡・調整を図るなど、円滑な相談活動の実施について協力する。</u></p> <p>・国、県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。</p>	<p>指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け 内閣府告示第97号</p>
	(略)	(略)		(略)	(略)		
	(略)			(略)			

磐田市地域防災計画

新旧対照表

- 地震対策編 -

令和8年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（地震対策編）	修 正 案（地震対策編）	修正要旨																										
1	<p>第1章 総 則 （略）</p> <p>第1節 計画の主旨 （略）</p> <table border="1" data-bbox="147 371 994 1007"> <thead> <tr> <th data-bbox="147 371 241 427">区分</th> <th data-bbox="241 371 994 427">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="147 427 241 683">目的</td> <td data-bbox="241 427 994 683"> 平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより磐田市の市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 683 241 738">（略）</td> <td data-bbox="241 683 994 738">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 738 241 1007" rowspan="4">構成</td> <td data-bbox="241 738 994 794">この計画は本編と資料編から構成し、本編の構成は次の6章による。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 794 506 850">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 850 506 922">第2章 平常時対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="506 850 994 922">平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 922 506 978">（略）</td> <td data-bbox="506 922 994 978">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	目的	平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより磐田市の市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。	（略）	（略）	構成	この計画は本編と資料編から構成し、本編の構成は次の6章による。	（略）	第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策	（略）	（略）	<p>第1章 総 則 （略）</p> <p>第1節 計画の主旨 （略）</p> <table border="1" data-bbox="1034 371 1881 1007"> <thead> <tr> <th data-bbox="1034 371 1128 427">区分</th> <th data-bbox="1128 371 1881 427">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1034 427 1128 683">目的</td> <td data-bbox="1128 427 1881 683"> <u>平時</u>に実施する地震防災対策（以下「<u>平時</u>対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより磐田市の市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 683 1128 738">（略）</td> <td data-bbox="1128 683 1881 738">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 738 1128 1007" rowspan="4">構成</td> <td data-bbox="1128 738 1881 794">この計画は本編と資料編から構成し、本編の構成は次の6章による。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 794 1393 850">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 850 1393 922">第2章 <u>平時</u>対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1393 850 1881 922"><u>平時</u>の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 922 1393 978">（略）</td> <td data-bbox="1393 922 1881 978">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	目的	<u>平時</u> に実施する地震防災対策（以下「 <u>平時</u> 対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより磐田市の市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。	（略）	（略）	構成	この計画は本編と資料編から構成し、本編の構成は次の6章による。	（略）	第2章 <u>平時</u> 対策	<u>平時</u> の教育、広報、訓練及び災害予防の対策	（略）	（略）	<p>表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）</p>
区分	内 容																												
目的	平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより磐田市の市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。																												
（略）	（略）																												
構成	この計画は本編と資料編から構成し、本編の構成は次の6章による。																												
	（略）																												
	第2章 平常時対策																												
	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策																												
（略）	（略）																												
区分	内 容																												
目的	<u>平時</u> に実施する地震防災対策（以下「 <u>平時</u> 対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより磐田市の市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。																												
（略）	（略）																												
構成	この計画は本編と資料編から構成し、本編の構成は次の6章による。																												
	（略）																												
	第2章 <u>平時</u> 対策																												
	<u>平時</u> の教育、広報、訓練及び災害予防の対策																												
（略）	（略）																												
12	<p>（略）</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 （略）</p> <p>5 防災関係機関 （1）指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="147 1222 994 1366"> <thead> <tr> <th data-bbox="147 1222 333 1270">機関名</th> <th data-bbox="333 1222 994 1270">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="147 1270 333 1366">総務省東海総合通信局</td> <td data-bbox="333 1270 994 1366">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	総務省東海総合通信局	（略）	<p>（略）</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 （略）</p> <p>5 防災関係機関 （1）指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1034 1222 1881 1366"> <thead> <tr> <th data-bbox="1034 1222 1220 1270">機関名</th> <th data-bbox="1220 1222 1881 1270">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1034 1270 1220 1366">総務省東海総合通信局</td> <td data-bbox="1220 1270 1881 1366">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	総務省東海総合通信局	（略）																			
機関名	処理すべき事務又は業務																												
総務省東海総合通信局	（略）																												
機関名	処理すべき事務又は業務																												
総務省東海総合通信局	（略）																												

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（地震対策編）		修 正 案（地震対策編）		修正要旨
	<u>(新設)</u>		<u>総務省中部管 区行政評価局 (静岡行政監 視行政相談セ ンター)</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設</u>	指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け 内閣府告示第97号
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	農林水産省関東農政局（静岡県拠点）	<u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、 団体の被災状況の把握</u>	農林水産省関東農政局（静岡県拠点）	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点 地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リ エゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施 設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自 治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管 理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リ エゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等） との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資 の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関 東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局 が指示する業務</u>	農林水産省震災対応マ ニュアルを踏まえた修 正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）	(略) イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。	国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）	(略) イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、 <u>道路 管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づ き、道路啓開を実施する。</u>	道路啓開計画の策定主 体を記載 （道路法第二十二条の 三）

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（地震対策編）		修 正 案（地震対策編）		修正要旨
15		(略)		(略)	表現の適正化
	環境省 関東地方環境 事務所	(略) ウ 行政機関等との連絡調整、 <u>被災状況</u> ・動物救護活動の 状況等に関する	環境省 関東地方環境 事務所	(略) ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関 する <u>情報収集、提供等</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関		
	機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務	社名変更に伴う修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<u>西日本電信電 話株式会社、エ ヌ・ティ・テ ィ・コミュニケ ーションズ株 式会社、株式会 社NTTドコ モ</u>		<u>NTT西日本株式 会社、NTTドコ モビジネス株 式会社、株式会 社NTTドコ モ</u>		
	(略)	(略)	(略)	(略)	
20	(略)		(略)		表現の適正化(防災基本 計画修正に伴う修正) 社名変更に伴う修正
	第2章 <u>平常時</u> 対策		第2章 <u>平時</u> 対策		
	(略)		(略)		
	第3節 地震防災訓練の実施		第3節 地震防災訓練の実施		
	機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務	社名変更に伴う修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<u>西日本電信電 話株式会社 株式会社NTT ドコモ東海支 社</u>		<u>NTT西日本株式 会社 株式会社NTT ドコモ東海支 社</u>		
	(略)	(略)	(略)	(略)	

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（地震対策編）	修 正 案（地震対策編）	修正要旨												
23	<p>(略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は被害を軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等<u>平常時</u>における予防対策を定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は被害を軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等<u>平時</u>における予防対策を定める。</p> <p>(略)</p>	表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)												
27	<p>8 危険予想地域における災害の予防</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>平常時</u>に実施する災害予防措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難誘導體制整備</td> <td>市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段・内容、避難地、避難路等及び避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、<u>平常時より</u>これらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	避難誘導體制整備	市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段・内容、避難地、避難路等及び避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、 <u>平常時より</u> これらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。	(略)	(略)	<p>8 危険予想地域における災害の予防</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>平時</u>に実施する災害予防措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難誘導體制整備</td> <td>市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段・内容、避難地、避難路等及び避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、<u>平時から</u>これらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	避難誘導體制整備	市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段・内容、避難地、避難路等及び避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、 <u>平時から</u> これらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。	(略)	(略)	表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)
区 分	内 容														
避難誘導體制整備	市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段・内容、避難地、避難路等及び避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、 <u>平常時より</u> これらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。														
(略)	(略)														
区 分	内 容														
避難誘導體制整備	市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段・内容、避難地、避難路等及び避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、 <u>平時から</u> これらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。														
(略)	(略)														
29	<p>9 被災者の救出活動対策</p> <p>建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速・的確に行えるよう、<u>平常時</u>から次の措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>11 生活の確保</p> <p>警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、<u>平常時</u>から次の措置を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>9 被災者の救出活動対策</p> <p>建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速・的確に行えるよう、<u>平時</u>から次の措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>11 生活の確保</p> <p>警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、<u>平時</u>から次の措置を行う。</p> <p>(略)</p>	表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)												

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（地震対策編）	修 正 案（地震対策編）	修正要旨												
33	<p>12 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>(1) 道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路及び漁港の障害物除去、（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について道路管理者は<u>国が作成する</u>道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>13 災害廃棄物の処理体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「<u>静岡県がれき・残骸物処理マニュアル</u>」を参考に、災害廃棄物処理計画を定める。</p> <p>(略)</p>	<p>12 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>(1) 道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路及び漁港の障害物除去、（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について道路管理者は<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した</u>道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>13 災害廃棄物の処理体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 「静岡県災害廃棄物処理計画」を参考に、災害廃棄物処理計画を定める。</p> <p>(略)</p>	<p>道路啓開計画の策定主体を記載 （道路法第二十二條の三）</p> <p>マニュアルの統合による修正</p>												
36	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画</p> <p>第1節 地震防災施設整備方針</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画</p> <p>第1節 地震防災施設整備方針</p> <p>(略)</p>													
37	<p>4 防災上重要な建物の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域防災拠点施設の整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災活動を円滑に実施するため、また<u>平常時</u>には防災に関する広報・訓練等を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 ・地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	地域防災拠点施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災活動を円滑に実施するため、また<u>平常時</u>には防災に関する広報・訓練等を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 ・地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。 	<p>4 防災上重要な建物の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域防災拠点施設の整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災活動を円滑に実施するため、また<u>平時</u>には防災に関する広報・訓練等を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 ・地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	地域防災拠点施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災活動を円滑に実施するため、また<u>平時</u>には防災に関する広報・訓練等を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 ・地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。 	<p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p>
区 分	内 容														
(略)	(略)														
地域防災拠点施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災活動を円滑に実施するため、また<u>平常時</u>には防災に関する広報・訓練等を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 ・地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。 														
区 分	内 容														
(略)	(略)														
地域防災拠点施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災活動を円滑に実施するため、また<u>平時</u>には防災に関する広報・訓練等を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 ・地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。 														
40	<p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</p> <p>(略)</p>	<p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</p> <p>(略)</p>													
41	<p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>(略)</p>													
	<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知</p>	<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知</p>													

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（地震対策編）	修 正 案（地震対策編）	修正要旨												
48	<p>市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。</p> <p>市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する<u>等</u>、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>3 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が<u>平常時</u>に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>4 避難対策等</p> <p>（略）</p> <p>(2) 高齢者等事前避難対象地域</p> <p>（略）</p> <p>市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を<u>平常時</u>から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期すよう努める旨を周知する。</p> <p>（略）</p> <p>第5章 災害応急対策</p> <p>（略）</p>	<p>市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。</p> <p>市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する<u>他すぐに避難を行える態勢を維持する等の</u>防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>3 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が<u>平時</u>に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>4 避難対策等</p> <p>（略）</p> <p>(2) 高齢者等事前避難対象地域</p> <p>（略）</p> <p>市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を<u>平時</u>から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期すよう努める旨を周知する。</p> <p>（略）</p> <p>第5章 災害応急対策</p> <p>（略）</p>	<p>内閣府の資料を踏まえた修正</p> <p>表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）</p> <p>表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）</p>												
54	<p>第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>通信</td> <td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	（略）	（略）	通信	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コム	<p>第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>通信</td> <td>NTT西日本株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	（略）	（略）	通信	NTT西日本株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション	<p>社名変更による修正</p>
区分	内容														
（略）	（略）														
通信	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コム														
区分	内容														
（略）	（略）														
通信	NTT西日本株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション														

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（地震対策編）		修 正 案（地震対策編）		修正要旨
57	ニケーションズ株式会社		ーションズ株式会社		サービス終了に伴う修正
	株式会社NTTドコモ	(略) (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか災害用伝言板、 災害用音声お届けサービス を提供する。 (略)	株式会社NTTドコモ	(略) (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか災害用伝言板を提供する。 (略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
57	第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策		第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策		表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)
	地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。 計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるもののほか次のとおりとするが、 平常時 対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波危険予想地域内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。 (略)		地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。 計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるもののほか次のとおりとするが、 平時 対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波危険予想地域内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。 (略)		
59	第6章 復旧・復興対策		第6章 復旧・復興対策		
	(略)		(略)		
	第1節 防災関係機関の活動		第1節 防災関係機関の活動		
	(略)		(略)		
60	4 防災関係機関		4 防災関係機関		
	(1) 指定地方行政機関		(1) 指定地方行政機関		
	機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	
	総務省東海総合通信局	(略)	総務省東海総合通信局	(略)	

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（地震対策編）		修 正 案（地震対策編）		修正要旨
63	<u>(新設)</u>		総務省中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設	指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け 内閣府告示第97号 農林水産省震災対応マ ニュアルを踏まえた修 正 表現の適正化 社名変更による修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	農林水産省関東農政局（静岡 県拠点）		農林水産省関東農政局（静岡 県拠点）	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び 静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により 静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下 の業務を実施する。</u> ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び 森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置 状況等に関する、被災自治体が把握している情 報の収集及び地方農政局又は森林管理局への 報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当 者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・ 物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急 用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資 支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又 は森林管理局が指示する業務	
	(略)		食料需給に関する情報収集及び災害時にお ける関係機関、団体の被災状況の把握		
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	環境省関東地方環境事務所	(略)	ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物 救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の 状況等に関する情報収集、提供等	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関		
	機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	
	(略)	(略)	総務省東海総合通信局	(略)	
<u>西日本電信電話株式会社、 エヌ・ティ・ティ・コミュ</u>		<u>NTT 西日本株式会社、NTT ド</u>			

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（地震対策編）	修 正 案（地震対策編）	修正要旨																						
68	<p><u>ニケーショonz株式会社</u>、 株式会社NTTドコモ (略)</p> <p>2 基盤施設の復旧 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>地籍調査の 実施</td> <td><u>平常時より</u>地籍調査を実施し、被災後の円滑な 復旧・復興事業の基礎資料を整備する</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内容		(略)	(略)		市	地籍調査の 実施	<u>平常時より</u> 地籍調査を実施し、被災後の円滑な 復旧・復興事業の基礎資料を整備する	<p><u>コモビジネス株式会社</u>、株 式会社NTTドコモ (略)</p> <p>2 基盤施設の復旧 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>地籍調査の 実施</td> <td><u>平時から</u>地籍調査を実施し、被災後の円滑な復 旧・復興事業の基礎資料を整備する</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内容		(略)	(略)		市	地籍調査の 実施	<u>平時から</u> 地籍調査を実施し、被災後の円滑な復 旧・復興事業の基礎資料を整備する	<p>表現の適正化(防災基本 計画修正に伴う修正)</p>				
実施主体	内容																								
(略)	(略)																								
市	地籍調査の 実施	<u>平常時より</u> 地籍調査を実施し、被災後の円滑な 復旧・復興事業の基礎資料を整備する																							
実施主体	内容																								
(略)	(略)																								
市	地籍調査の 実施	<u>平時から</u> 地籍調査を実施し、被災後の円滑な復 旧・復興事業の基礎資料を整備する																							
70	第8節 被災者の生活再建支援 (略)	第8節 被災者の生活再建支援 (略)																							
72	<p>7 相談窓口の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td>相談窓口等 の開設</td> <td>・発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置 するとともに、相談担当職員等を動員する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内容		(略)	(略)		市	相談窓口等 の開設	・発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置 するとともに、相談担当職員等を動員する。	(略)	(略)	<p>7 相談窓口の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td>相談窓口等 の開設</td> <td>・発災後の<u>生活再建に関する</u>相談ニーズに応じ 相談窓口等を設置するとともに、相談担当職 員等を動員する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内容		(略)	(略)		市	相談窓口等 の開設	・発災後の <u>生活再建に関する</u> 相談ニーズに応じ 相談窓口等を設置するとともに、相談担当職 員等を動員する。	(略)	(略)	<p>開設・運営訓練等を踏ま えた修正</p>
実施主体	内容																								
(略)	(略)																								
市	相談窓口等 の開設	・発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置 するとともに、相談担当職員等を動員する。																							
	(略)	(略)																							
実施主体	内容																								
(略)	(略)																								
市	相談窓口等 の開設	・発災後の <u>生活再建に関する</u> 相談ニーズに応じ 相談窓口等を設置するとともに、相談担当職 員等を動員する。																							
	(略)	(略)																							
75	<p>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>2 防災関係機関 (略)</p> <p>【警戒宣言発令時】 (1) 指定地方行政機関</p>	<p>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>2 防災関係機関 (略)</p> <p>【警戒宣言発令時】 (1) 指定地方行政機関</p>																							

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（地震対策編）		修 正 案（地震対策編）		修正要旨
79	機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務	指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け 内閣府告示第97号 農林水産省震災対応マ ニュアルを踏まえた修 正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	総務省東海総合通信局	(略)	総務省東海総合通信局	(略)	
	<u>(新設)</u>		<u>総務省中部管区行政評価局</u> <u>(静岡行政監視行政相談セ</u> <u>ンター)</u>	<u>被災者への情報提供及び行政相談等を実施す</u> <u>るための準備</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>食料需給に関する情報収集及び災害時におけ</u> <u>る関係機関、団体の被災状況の把握</u>	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び</u> <u>静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示によ</u> <u>り静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以</u> <u>下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び</u> <u>森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置</u> <u>状況等に関する、被災自治体が把握している情</u> <u>報の収集及び地方農政局又は森林管理局への</u> <u>報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当</u> <u>者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・</u> <u>物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急</u> <u>用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資</u> <u>支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又</u> <u>は森林管理局が指示する業務</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)		
80	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関		社名変更による修正
	機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<u>西日本電信電話株式会社、</u> 株式会社NTTドコモ	(略)	<u>NTT 西日本株式会社、株式</u> 会社NTTドコモ	(略)	

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（地震対策編）		修 正 案（地震対策編）		修正要旨										
95	(略)	(略)	(略)	(略)	表現の適正化										
97	<p>(略)</p> <p>第9節 交通の確保活動</p> <p>(略)</p> <p>1 陸上交通の確保対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 交通規制計画</p> <p>県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 緊急輸送車両の確認等</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。</p> <p>イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、<u>事前に必要事項の届出</u>をすることができる。</p> <p>ウ これらの<u>届出</u>等及び確認の手続きは、一般災害対策編第3章「災害応急対策計画」第20節「交通応急対策計画」5(4)「緊急通行車両の事前届出」と同様である。なお、緊急輸送車両の標章及び確認証明書の様式は、資料14-11<緊急輸送車両の標章及び確認証明書>のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第9節 交通の確保活動</p> <p>(略)</p> <p>1 陸上交通の確保対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 交通規制計画</p> <p>県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合 <u>において、必要があると認めるときは、</u>大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 緊急輸送車両の確認等</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。</p> <p>イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については <u>申出</u>をすることができる。</p> <p>ウ これらの<u>申出</u>等及び確認の手続きは、一般災害対策編第3章「災害応急対策計画」第20節「交通応急対策計画」5(4)「緊急通行車両の事前届出」と同様である。なお、緊急輸送車両の標章及び確認証明書の様式は、資料14-11<緊急輸送車両の標章及び確認証明書>のとおりである。</p> <p>(略)</p>	災害対策基本法施行令等の一部改正による修正												
103	<p>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置</p> <p>(略)</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信（<u>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ</u>）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		内容	(略)	(略)	通信（ <u>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ</u> ）	(略)	<p>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置</p> <p>(略)</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>通信（NTT西日本株式会社、NTTドコモビジネス株式会社、株式会社NTTドコモ</u>）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	<u>通信（NTT西日本株式会社、NTTドコモビジネス株式会社、株式会社NTTドコモ</u> ）	(略)
区分	内容														
(略)	(略)														
通信（ <u>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ</u> ）	(略)														
区分	内容														
(略)	(略)														
<u>通信（NTT西日本株式会社、NTTドコモビジネス株式会社、株式会社NTTドコモ</u> ）	(略)														

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（地震対策編）				修 正 案（地震対策編）				修正要旨
105	【警戒宣言発令時】				【警戒宣言発令時】				社名変更による修正
	区分		内容		区分		内容		
	(略)		(略)		(略)		(略)		
	通信（ <u>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ</u> ）		<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ指定された防災関係機関の非常・重要通信を優先して接続する。 このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、<u>西日本電信電話株式会社</u>の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板及び<u>災害用音声お届けサービス</u>の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。 		通信（ <u>NTT 西日本株式会社、NTTドコモビジネス株式会社、株式会社NTTドコモ</u> ）		<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ指定された防災関係機関の非常・重要通信を優先して接続する。 このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、<u>NTT 西日本株式会社</u>の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。 		サービス終了に伴う修正
	(略)		(略)		(略)		(略)		
107	鉄道	指定公共機関である鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）	(略)	(略)	鉄道	指定公共機関である鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）	(略)	(略)	
			旅客等に対する対応	ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、 <u>予め</u> 定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、市の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。			旅客等に対する対応	ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、 <u>あらかじめ</u> 定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、市の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。	
	(略)				(略)				

磐田市地域防災計画

新旧対照表

- 津波対策編 -

令和8年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（津波対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨																				
1	<p>第1章 総則 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2章 <u>平常時</u>対策</td> <td><u>平常時</u>の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	第2章 <u>平常時</u> 対策	<u>平常時</u> の教育、広報、訓練及び災害予防の対策	(略)	(略)	<p>第1章 総則 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2章 <u>平時</u>対策</td> <td><u>平時</u>の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	第2章 <u>平時</u> 対策	<u>平時</u> の教育、広報、訓練及び災害予防の対策	(略)	(略)	<p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p>								
(略)	(略)																						
第2章 <u>平常時</u> 対策	<u>平常時</u> の教育、広報、訓練及び災害予防の対策																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
第2章 <u>平時</u> 対策	<u>平時</u> の教育、広報、訓練及び災害予防の対策																						
(略)	(略)																						
2	<p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>5 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	総務省東海総合通信局	(略)	<u>(新設)</u>	(略)	(略)	(略)	<p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>5 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）</u></td> <td><u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	総務省東海総合通信局	(略)	<u>総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>	(略)	(略)	<p>指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け 内閣府告示第97号</p>
機関名	処理すべき事務又は業務																						
(略)	(略)																						
総務省東海総合通信局	(略)																						
<u>(新設)</u>	(略)																						
(略)	(略)																						
機関名	処理すべき事務又は業務																						
(略)	(略)																						
総務省東海総合通信局	(略)																						
<u>総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>																						
(略)	(略)																						

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（津波対策編）		修 正 案（津波対策編）		修正要旨
2	農林水産省関東農政局 （静岡県拠点）	<u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被害状況の把握</u>	農林水産省関東農政局 （静岡県拠点）	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u>	農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
3	国土交通省中部地方整備局 （浜松河川国道事務所）	(略) イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 (略)	国土交通省中部地方整備局 （浜松河川国道事務所）	(略) イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、 <u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき</u> 、道路啓開を実施する。 (略)	道路啓開計画の策定主体を記載（道路法第二十二條の三）
	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 指定公共機関			(2) 指定公共機関		
機関名		処理すべき事務又は業務	機関名		処理すべき事務又は業務
(略)		(略)	(略)		(略)

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（津波対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
5	<p><u>西日本電信電話株式会社</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 株式会社NTTドコモ</p> <p>(略)</p>	<p><u>NTT西日本株式会社</u> <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> 株式会社NTTドコモ</p> <p>(略)</p>	社名変更による修正
17	<p>第2章 <u>平常時</u>対策</p> <p>津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、<u>平常時</u>に行う防災思想の普及、防災訓練等について定める。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 <u>平時</u>対策</p> <p>津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、<u>平時</u>に行う防災思想の普及、防災訓練等について定める。</p> <p>(略)</p>	表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）
18	<p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>市及び県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等<u>平常時</u>の予防対策を定める。</p> <p>(略)</p> <p>1 避難誘導體制の確保</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>市及び県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等<u>平時</u>の予防対策を定める。</p> <p>(略)</p> <p>1 避難誘導體制の確保</p> <p>(略)</p>	表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）
19	<p>(2) <u>平常時</u>に実施する災害予防措置</p> <p>ア 避難誘導體制整備</p> <p>市長は、要避難地区の市民に対し、危害の様相、情報伝達手段・内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時</u>よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 津波に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>市及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。</p>	<p>(2) <u>平時</u>に実施する災害予防措置</p> <p>ア 避難誘導體制整備</p> <p>市長は、要避難地区の市民に対し、危害の様相、情報伝達手段・内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時</u>よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 津波に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>市及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。</p>	表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（津波対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨										
20	<p>る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>(略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講ずる措置	総務省東海総合通信局	(略)	<p><u>市は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>(略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>総務省中部管 区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)</u></td> <td><u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講ずる措置	総務省東海総合通信局	(略)	<u>総務省中部管 区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け 内閣府告示第97号</p>
機関名	災害応急対策として講ずる措置												
総務省東海総合通信局	(略)												
機関名	災害応急対策として講ずる措置												
総務省東海総合通信局	(略)												
<u>総務省中部管 区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>												
24	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<u>(新設)</u>		<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>総務省中部管 区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)</u></td> <td><u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>総務省中部管 区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>							
<u>(新設)</u>													
<u>総務省中部管 区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>												

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（津波対策編）		修 正 案（津波対策編）		修正要旨
24	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被害状況の把握</u>	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u>	農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
25	国土交通省中部地方整備局 （浜松河川国道事務所）	(略) イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 (略)	国土交通省中部地方整備局 （浜松河川国道事務所）	(略) イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、 <u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき</u> 、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 (略)	道路啓開計画の策定主体を記載 （道路法第二十二條の三）
	(略)	(略)	(略)	(略)	
25	海上保安庁 第三管区海上保安本部 （清水海上保	(略) ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 (略)	海上保安庁 第三管区海上保安本部 （清水海上保	(略) ウ <u>船艇</u> による主要港湾等の被害調査 (略)	表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（津波対策編）		修 正 案（津波対策編）		修正要旨
27	安部、御前崎海上保安署)		安部、御前崎海上保安署)		サービス終了に伴う修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関		
	機関名	災害応急対策として講ずる措置	機関名	災害応急対策として講ずる措置	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、 <u>災害用音声お届けサービス</u> の提供	NTT西日本株式会社 NTTドコモビジネス株式会社 株式会社NTTドコモ	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板の提供	
(略)	(略)	(略)	(略)		
36	第5節 避難活動		第5節 避難活動		表現の適正化
	(略)		(略)		
	(3) 津波からの避難対策		(3) 津波からの避難対策		
	区分	内容	区分	内容	
(略)	(略)	(略)	(略)		
	遠地津波が発生した場合	・気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。	遠地津波が発生した場合	・気象庁から発表される津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。	
(略)					
40	2 避難所の開設及び避難生活		2 避難所の開設及び避難生活		表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)
	基本方針	(略) (2) 避難所の運営に当たっては、避難所ごとに <u>予め</u> 定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」(静岡県)、「避	基本方針	(略) (2) 避難所の運営に当たっては、避難所ごとに <u>あらかじめ</u> 定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」(静岡県)、	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（津波対策編）		修 正 案（津波対策編）		修正要旨										
45		難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。		「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。											
	(略)		(略)												
46	第6節 広域応援活動 (略) 3 海上保安庁の支援 (略) (1) 支援要請の依頼		第6節 広域応援活動 (略) 3 海上保安庁の支援 (略) (1) 支援要請の依頼		表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要請事項</td> <td>(略) イ <u>巡視船</u>を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 (略)</td> </tr> <tr> <td>市長の支援要請の依頼手続き</td> <td>(略) 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の<u>巡視船艇もしくは</u>航空機を通じて要請し、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		要請事項	(略) イ <u>巡視船</u> を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 (略)	市長の支援要請の依頼手続き	(略) 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の <u>巡視船艇もしくは</u> 航空機を通じて要請し、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要請事項</td> <td>(略) イ <u>船舶</u>を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 (略)</td> </tr> <tr> <td>市長の支援要請の依頼手続き</td> <td>(略) 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の<u>船舶若しくは</u>航空機を通じて要請し、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	要請事項	(略) イ <u>船舶</u> を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 (略)	市長の支援要請の依頼手続き
区分	内容														
要請事項	(略) イ <u>巡視船</u> を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 (略)														
市長の支援要請の依頼手続き	(略) 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の <u>巡視船艇もしくは</u> 航空機を通じて要請し、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 (略)														
区分	内容														
要請事項	(略) イ <u>船舶</u> を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 (略)														
市長の支援要請の依頼手続き	(略) 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の <u>船舶若しくは</u> 航空機を通じて要請し、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 (略)														
	(略)		(略)												

磐田市地域防災計画

新旧対照表

- 原子力災害対策編 -

令和8年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（原子力対策編）	修 正 案（原子力対策編）	修正要旨																
1	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 磐田市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、磐田市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、原子力発電所に係る原子力災害に対する磐田市、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施すべき役割等を示している。磐田市等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を<u>講じる</u>こととし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 磐田市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、磐田市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、原子力発電所に係る原子力災害に対する磐田市、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施すべき役割等を示している。磐田市等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を<u>講ずる</u>こととし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p>	R7 防災基本計画(国)の修正を反映																
2	<p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和5年11月1日一部改正）を遵守するものとする。</p> <p>第5節～第7節 (略)</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和<u>6年9月11日</u>全部改正）を遵守するものとする。</p> <p>第5節～第7節 (略)</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>		国の指針改正による															
7	<p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東京航空局東京空港事務所</u></td> <td>原子力発電所上空の飛行規制とその周知徹底</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	(略)	(略)	<u>東京航空局東京空港事務所</u>	原子力発電所上空の飛行規制とその周知徹底	(略)	(略)	<p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>国土交通省</u>航空局</td> <td>原子力発電所上空の飛行規制とその周知徹底</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	(略)	(略)	<u>国土交通省</u> 航空局	原子力発電所上空の飛行規制とその周知徹底	(略)	(略)	変更を反映
機関名	所掌事務																		
(略)	(略)																		
<u>東京航空局東京空港事務所</u>	原子力発電所上空の飛行規制とその周知徹底																		
(略)	(略)																		
機関名	所掌事務																		
(略)	(略)																		
<u>国土交通省</u> 航空局	原子力発電所上空の飛行規制とその周知徹底																		
(略)	(略)																		

磐田市地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（原子力対策編）	修 正 案（原子力対策編）	修正要旨																				
8	<p>(略)</p> <p>7 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取扱い</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTドコモ東海支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社</td> <td>通信の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取扱い	株式会社NTTドコモ東海支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	通信の確保	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>7 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>NTT西日本株式会社</td> <td>1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取扱い</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTドコモ東海支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社</td> <td>通信の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	(略)	(略)	NTT西日本株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取扱い	株式会社NTTドコモ東海支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	通信の確保	(略)	(略)	<p>変更を反映</p> <p>追加</p>
機関名	所掌事務																						
(略)	(略)																						
西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取扱い																						
株式会社NTTドコモ東海支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	通信の確保																						
(略)	(略)																						
機関名	所掌事務																						
(略)	(略)																						
NTT西日本株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取扱い																						
株式会社NTTドコモ東海支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	通信の確保																						
(略)	(略)																						
13	<p>(略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>(略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 市は、<u>平常時</u>から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める<u>ものとし</u>、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>(略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 市は、<u>平時</u>から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める<u>ものとする</u>。<u>特に、市は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者と</p>	<p>R7 防災基本計画(国)の修正を反映</p>																				

磐田市地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（原子力対策編）	修 正 案（原子力対策編）	修正要旨
14 15	<p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 （略）</p> <p>2 情報の分析整理 （略）</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 市は、<u>平常時</u>より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料 （略）</p> <p>ウ 放射線物質及び放射線の影響予測に関する資料 （略）</p> <p>(エ) <u>平常時</u>環境放射線モニタリングに関する資料 （略）</p> <p>3 通信手段・経路の多様化等 （略）</p> <p>(5) 通信輻輳時の対策 市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。 このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を<u>講じる</u>必要が生じた時には、東海総合通信局と事前の調整を実施するものとする。 （略）</p>	<p>の間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 （略）</p> <p>2 情報の分析整理 （略）</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 市は、<u>平時</u>より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料 （略）</p> <p>ウ 放射線物質及び放射線の影響予測に関する資料 （略）</p> <p>(エ) <u>平時</u>環境放射線モニタリングに関する資料 （略）</p> <p>3 通信手段・経路の多様化等 （略）</p> <p>(5) 通信輻輳時の対策 市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。 このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を<u>講ずる</u>必要が生じた時には、東海総合通信局と事前の調整を実施するものとする。 （略）</p>	<p>R7 防災基本計画(国)の修正を反映</p> <p>R7 防災基本計画(国)の修正を反映</p> <p>R7 防災基本計画(国)の修正を反映</p>
20	<p>第7節 避難収容活動体制の整備 （略）</p>	<p>第7節 避難収容活動体制の整備 （略）</p>	

磐田市地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（原子力対策編）	修 正 案（原子力対策編）	修正要旨
21	<p>2 避難所等の整備等</p> <p>(6) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>市は、<u>平常時</u>から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 避難所等の整備等</p> <p>(6) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>市は、<u>平時</u>から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	R7 防災基本計画(国)の修正を反映
22	<p>3 避難行動要支援者に関する措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、<u>平常時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>3 避難行動要支援者に関する措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、<u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>(略)</p>	R7 防災基本計画(国)の修正を反映
25	<p>第9節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</u>なお、事前届出の手続きは、資料 14-13<緊急通行車両等の事前届出・確認手続等に関する要綱>のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>4 運送事業者等との連携</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</u>なお、事前届出の手続きは、資料 14-13<緊急通行車両等の事前届出・確認手続等に関する要綱>のとおりである。</p>	<p>第9節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u>なお、事前届出の手続きは、資料 14-13<緊急通行車両等の事前届出・確認手続等に関する要綱>のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>4 運送事業者等との連携</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u>なお、事前届出の手続きは、資料 14-13<緊急通行車両等の事前届出・確認手続等に関する要綱>のとおりである。</p>	R6 防災基本計画(国)の修正を反映

磐田市地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（原子力対策編）	修 正 案（原子力対策編）	修正要旨
26	<p>第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 （略）</p> <p>5 消火活動体制の整備 市は、平常時から県及び原子力事業者等と連携を図り、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 （略）</p> <p>(2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>7 物資の調達、供給活動体制の整備 (1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件なども踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な原子力災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする （略）</p>	<p>第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 （略）</p> <p>5 消火活動体制の整備 市は、平時から県及び原子力事業者等と連携を図り、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防体制の整備に努めるものとする</p> <p>6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 （略）</p> <p>(2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>7 物資の調達、供給活動体制の整備 (1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件なども踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な原子力災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする （略）</p>	<p>R7 防災基本計画(国)の修正を反映</p> <p>R7 防災基本計画(国)の修正を反映</p> <p>R7 防災基本計画(国)の修正を反映</p> <p>R7 防災基本計画(国)の修正を反映</p>
27	<p>第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 （略）</p> <p>4 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対しても、災害情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 （略）</p> <p>4 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対しても、災害情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、住民、自主防災会等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>R7 防災基本計画(国)の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（原子力対策編）	修 正 案（原子力対策編）	修正要旨
28	<p>5 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ホームページ（インターネット）、いわたホッと<u>ライン</u>（メール配信サービス）、浜松エフエム放送株式会社（コミュニティ放送局）等多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第13節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>1 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及、啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする （略） (5) 緊急時に、市、国及び県等が<u>講じる</u>対策の内容に関すること。 （略）</p> <p>3 市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点にも十分配慮するよう努めるものとする。また、防災知識の普及に当たっては、報道関係者等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高い手段を活用するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>5 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ホームページ（インターネット）、いわたホッと<u>メール</u>（メール配信サービス）、浜松エフエム放送株式会社（コミュニティ放送局）等多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第13節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>1 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及、啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする （略） (5) 緊急時に、市、国及び県等が<u>講ずる</u>対策の内容に関すること。 （略）</p> <p>3 市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点にも十分配慮するよう努める<u>ことに加え、 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>ものとする。また、防災知識の普及に当たっては、報道関係者等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高い手段を活用するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>名称の変更</p> <p>R7 防災基本計画(国)の修正を反映</p> <p>R6 防災基本計画(国)の修正を反映</p>
29	<p>第14節 防災業務関係者の人材育成 （略）</p> <p>7 緊急時に市、国及び県等が<u>講じる</u>対策の内容に関すること。 （略）</p>	<p>第14節 防災業務関係者の人材育成 （略）</p> <p>7 緊急時に市、国及び県等が<u>講ずる</u>対策の内容に関すること。 （略）</p>	<p>R7 防災基本計画(国)の修正を反映</p>
31	<p>第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 （略）</p> <p>4 県及び事故発生場所を管轄する市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般住民等の安全を確保するために必要な措置を<u>講じる</u>ものとする。 （略）</p>	<p>第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 （略）</p> <p>4 県及び事故発生場所を管轄する市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般住民等の安全を確保するために必要な措置を<u>講ずる</u>ものとする。 （略）</p>	<p>R7 防災基本計画(国)の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（原子力対策編）	修 正 案（原子力対策編）	修正要旨
36	<p>第3章 緊急事態応急対策 （略）</p> <p>第3節 活動体制の確立 （略）</p> <p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携 市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、<u>子ども</u>等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。 （略）</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策 （略）</p> <p>第3節 活動体制の確立 （略）</p> <p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携 市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、<u>こども</u>等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。 （略）</p>	R7 防災基本計画(国)の修正を反映
38	<p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 （略）</p> <p>(3) 避難の指示等の連絡等 （略）</p> <p>ア 事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を<u>講じる</u>よう指示された場合 （略）</p>	<p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 （略）</p> <p>(3) 避難の指示等の連絡等 （略）</p> <p>ア 事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を<u>講ずる</u>よう指示された場合 （略）</p>	R7 防災基本計画(国)の修正を反映
39	<p>2 避難所等 （略）</p> <p>(3) 市は、県の協力の下、避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、<u>食事供与の状況</u>、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を<u>講じる</u>ものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。また、必要に応じて、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p>	<p>2 避難所等 （略）</p> <p>(3) 市は、県の協力の下、避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、<u>避難所における食事の提供については、市は県と連携して、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるものとする。あわせて、県は、市と連携して、快適な</u>トイレの設置状況、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を<u>講ずる</u>ものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必</p>	R7 防災基本計画(国)の修正を反映

磐田市地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（原子力対策編）	修 正 案（原子力対策編）	修正要旨
39	<p>(略)</p> <p>(5) 市は、県の協力のもと、避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>に</u>配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 市は、県の協力のもと、避難所等の運営における女性<u>や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>への配慮やことも・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>R7 防災基本計画(国)の修正を反映</p>

磐田市地域防災計画

新旧対照表

- 風水害対策編 -

令和8年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（風水害対策編）	修 正 案（風水害対策編）	修正要旨
1	第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)	
3	第2節 予想される災害と地域 (略)	第2節 予想される災害と地域 (略)	
4	3 土石流・地すべり・崖崩れ 市内で急傾斜地崩壊危険区域が505箇所及び土砂災害警戒区域・特別警戒区域が658箇所（いずれも令和5年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。磐田市内の急傾斜地崩壊危険区域は、資料8-04<急傾斜地崩壊危険箇所一覧表>、磐田市内の土砂災害警戒区域は、資料8-05<土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表>のとおりである。 (略)	3 土石流・地すべり・崖崩れ 市内で急傾斜地崩壊危険区域が9箇所及び土砂災害警戒区域・特別警戒区域が658箇所（いずれも令和6年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。磐田市内の急傾斜地崩壊危険箇所は、資料8-04<急傾斜地崩壊危険箇所一覧表>、磐田市内の土砂災害警戒区域は、資料8-05<土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表>のとおりである。 (略)	時点・誤字修正
5	第2章 災害予防計画 第1節 総則 (略) 市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。 市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。	第2章 災害予防計画 第1節 総則 (略) 市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、 <u>都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断すること</u> とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。 市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。	防災基本計画修正に伴う修正
6	第2節 河川災害予防計画 (略) 5 浸水想定区域の指定に伴う実施事項 市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第2節3を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、磐田市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。	第2節 河川災害予防計画 (略) 5 浸水想定区域の指定に伴う実施事項 市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第2節3を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、磐田市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法（ <u>水防法第15条第1項第1号</u> ）、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について	誤認がないよう法律追記

磐田市地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（風水害対策編）	修 正 案（風水害対策編）	修正要旨
9	<p>る。 （略）</p> <p>第4節 港湾漁港保全災害防除計画 （略）</p> <p>併せて、港湾管理者は、<u>近年の高波災害や気候変動を踏まえ</u>、耐波性能の照査や<u>既存施設の補強を推進するとともに</u>、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う<u>ものとする。</u></p> <p><u>また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u></p> <p><u>さらに</u>、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>定めるものとする。 （略）</p> <p>第4節 港湾漁港保全災害防除計画 （略）</p> <p>併せて、港湾管理者は、<u>官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査補強を推進する。</u></p> <p><u>さらに</u>、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う<u>とともに</u>、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
19	<p>第13節 避難誘導體制の整備計画 （略）</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、<u>平時より</u>、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、<u>避難支援計画の策定等</u>の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第13節 避難誘導體制の整備計画 （略）</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、<u>平時から</u>、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u>、避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

磐田市地域防災計画

新旧対照表

- 大火災対策編 -

令和8年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画（大火災対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（大火災対策編）		修 正 案（大火災対策編）		修正要旨
				<p><u>た災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u></p>	
	<p>防災知識の普及啓発</p>	<p>市は、静岡県山火事予防運動<u>期間中</u>ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による<u>広報活動</u>や市、県、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、<u>山火事予防</u>を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。</p> <p>その際、枯れ草等のある火災が起りやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>防災知識の普及啓発</p>	<p>市は、<u>林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ</u>、静岡県山火事予防運動等の<u>機会</u>や、<u>ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品、SNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知を行うとともに</u>、<u>山火事予防運動期間中</u>、県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。</p> <p>その際、枯れ草等のある火災が起りやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。</p> <p><u>・市は、県の置かれた自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。</u></p> <p><u>・市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。</u></p>	<p>岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正</p> <p>岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正</p>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p><u>警戒の強化</u></p>	<p><u>・市は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組みとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u></p> <p><u>・市は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p>	<p>岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正</p>
			<p><u>消火活動関係</u></p>	<p><u>・消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防衛図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。</u></p>	<p>岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正</p>

磐田市地域防災計画（大火災対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（大火災対策編）		修 正 案（大火災対策編）		修正要旨
7	(新設)	(新設)		<p>・市は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。</p> <p>・林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、市は消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</p> <p>・市は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。</p>	岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正
	<p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動</p>		<p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動</p>		
市消防活動体制	<p>市は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、市消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	消防活動体制	<p>・市は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、市消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。</p> <p>・消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</p> <p>・消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。また、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行い、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</p> <p>・消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火</p>		

磐田市地域防災計画（大火災対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（大火災対策編）		修 正 案（大火災対策編）		修正要旨
				<p><u>煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u></p>	<p>岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正</p> <p>岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正</p>
	<p>広域協力活動体制</p>	<p>・(略) <u>・(新設)</u></p>	<p>広域協力活動体制</p>	<p>・(略) <u>・消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。</u></p>	
	<p>大規模林野火災対策</p>	<p><u>(新設)</u> ・(略) <u>(新設)</u></p>	<p>大規模林野火災対策</p>	<p>・市は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、<u>関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</u> ・(略) <u>・林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、市は、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u></p>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)		(略)		

磐田市地域防災計画

新旧対照表

- 大規模事故対策編 -

令和8年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画（大規模事故対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（大規模事故対策編）	修 正 案（大規模事故対策編）	修正要旨
1	I 道路事故対策計画 第1章 総則 (略) 第3節 予想される事故と地域 (略)	I 道路事故対策計画 第1章 総則 (略) 第3節 予想される事故と地域 (略)	
2	2 市内の交通事故件数等 令和5年中に磐田内で発生した交通事故は972件で、死者数は2人となっている。	(削除)	内容整理による修正
	3 予想される道路事故の態様 (略)	2 予想される道路事故の態様 (略)	
4	第2章 災害予防計画 第1節 道路構造物の災害予防 (略) また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有又は調達できる体制を整備する。 (略)	第2章 災害予防計画 第1節 道路構造物の災害予防 (略) また、被災した施設の早期復旧を図るため、平時から応急復旧資機材を保有又は調達できる体制を整備する。 (略)	表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)
10	第4章 災害復旧計画 (略) 第5節 再発防止策の検討 1 対応の評価 当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。 関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。 (略)	第4章 災害復旧計画 (略) 第5節 再発防止策の検討 1 対応の評価 当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。 関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応の在り方の見直しを促進する。 (略)	表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)
13	II 船舶事故対策計画 第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 市、県、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、船舶事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前	II 船舶事故対策計画 第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 市、県、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、平時から次の施策を実施し、船舶事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策	表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)

磐田市地域防災計画（大規模事故対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（大規模事故対策編）	修 正 案（大規模事故対策編）	修正要旨																				
15	<p>の対策を推進する。 （略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画 （略）</p> <p>第2節 応急対策 1 応急対策の流れ （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>市</th> <th>県</th> <th>国</th> <th>船長等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	市	県	国	船長等	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>を推進する。 （略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画 （略）</p> <p>第2節 応急対策 1 応急対策の流れ （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>市</th> <th>県</th> <th>国</th> <th>船長等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	市	県	国	船長等	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	正式名称に修正
事 項	市	県	国	船長等																			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																			
事 項	市	県	国	船長等																			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																			
16	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>消火活動 （必要な 場合に 応じて）</td> <td>（略） ・必要に応じ て、県に対し て<u>県外の消防 機関の派遣</u>を 要請</td> <td>消防庁を通 じての<u>他の 都道府県の 消防機関</u>へ の応援要請</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	消火活動 （必要な 場合に 応じて）	（略） ・必要に応じ て、県に対し て <u>県外の消防 機関の派遣</u> を 要請	消防庁を通 じての <u>他の 都道府県の 消防機関</u> へ の応援要請	（略）		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>消火活動 （必要な 場合に 応じて）</td> <td>（略） ・必要に応じ て、県に対し て<u>緊急消防援 助隊</u>の派遣を 要請</td> <td>消防庁を通 じての<u>緊急 消防援助隊</u> への応援要 請</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	消火活動 （必要な 場合に 応じて）	（略） ・必要に応じ て、県に対し て <u>緊急消防援 助隊</u> の派遣を 要請	消防庁を通 じての <u>緊急 消防援助隊</u> への応援要 請	（略）												
消火活動 （必要な 場合に 応じて）	（略） ・必要に応じ て、県に対し て <u>県外の消防 機関の派遣</u> を 要請	消防庁を通 じての <u>他の 都道府県の 消防機関</u> へ の応援要請	（略）																				
消火活動 （必要な 場合に 応じて）	（略） ・必要に応じ て、県に対し て <u>緊急消防援 助隊</u> の派遣を 要請	消防庁を通 じての <u>緊急 消防援助隊</u> への応援要 請	（略）																				
25	<p>（略）</p> <p>Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画 （略）</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 市、県、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、<u>平常時</u>から次の施策を実施し、排出油事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。 （略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画 （略）</p> <p>第2節 応急対策 1 応急対策の流れ</p>	<p>（略）</p> <p>Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画 （略）</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 市、県、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、<u>平時</u>から次の施策を実施し、排出油事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。 （略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画 （略）</p> <p>第2節 応急対策 1 応急対策の流れ</p>	表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）																				
29	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>市</th> <th>県</th> <th>国</th> <th>船長等の防除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 項	市	県	国	船長等の防除						<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>市</th> <th>県</th> <th>国</th> <th>船長等の防除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 項	市	県	国	船長等の防除						
事 項	市	県	国	船長等の防除																			
事 項	市	県	国	船長等の防除																			

磐田市地域防災計画（大規模事故対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（大規模事故対策編）					修 正 案（大規模事故対策編）					修正要旨
31					義務者					義務者	表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(陸岸に漂着する可能性がある)	巡視船艇、航空機等による監視	(略)		(略)	(陸岸に漂着する可能性がある)	船艇、航空機等による監視	(略)		(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略) 3 防災関係機関 (略)					(略) 3 防災関係機関 (略)					表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）
	実施主体	内 容				実施主体	内 容				
	(略)	(略)				(略)	(略)				
	清水、下田海上保安部	(略) ウ 巡視船艇等の現場への派遣 (略)				清水、下田海上保安部	(略) ウ 船艇等の現場への派遣 (略)				
	(略)	(略)				(略)	(略)				表現の適正化（防災基本計画修正に伴う修正）
	(略) 第4章 災害復旧計画 (略)					(略) 第4章 災害復旧計画 (略)					
	第5節 再発防止策の検討 1 対応の評価 当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。 また、関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。 (略)					第5節 再発防止策の検討 1 対応の評価 当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。 また、関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応の在り方の見直しを促進する。 (略)					
	V 航空機事故対策計画 (略)					V 航空機事故対策計画 (略)					
49	第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備					第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備					

磐田市地域防災計画（大規模事故対策編） 新旧対照表（令和7年度）

頁	現 行（大規模事故対策編）	修 正 案（大規模事故対策編）	修正要旨																
49	<p>市、県、防災関係機関は、<u>平常時</u>から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 災害応急対策計画 (略) 第2節 応急対策 (略) 2 防災関係機関の対応事項 防災関係機関は、次の事項を処理する。</p>	実施主体	内 容	(略)	(略)	東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	(略)	(略)	(略)	<p>市、県、防災関係機関は、<u>平時</u>から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省航空局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 災害応急対策計画 (略) 第2節 応急対策 (略) 2 防災関係機関の対応事項 防災関係機関は、次の事項を処理する。</p>	実施主体	内 容	(略)	(略)	国土交通省航空局	(略)	(略)	(略)	<p>表現の適正化(防災基本計画修正に伴う修正)</p> <p>担当組織が多岐にわたるため修正</p>
実施主体	内 容																		
(略)	(略)																		
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	(略)																		
(略)	(略)																		
実施主体	内 容																		
(略)	(略)																		
国土交通省航空局	(略)																		
(略)	(略)																		
52	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	(略)	(略)	東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省航空局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	(略)	(略)	国土交通省航空局	(略)	(略)	(略)	<p>担当組織が多岐にわたるため修正</p>
実施主体	内 容																		
(略)	(略)																		
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	(略)																		
(略)	(略)																		
実施主体	内 容																		
(略)	(略)																		
国土交通省航空局	(略)																		
(略)	(略)																		